



# 社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 351 号

平成 30 年 10 月 25 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## QRコードを利用したコンビニ納付 2019年1月4日から全国で利用OKに

コンビニ納付は、税務署から交付又は送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できなかつたが、2019年1月4日以降、自宅等において必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力することで納付が可能となる。

利用方法は(1)自宅等で作成・出力した「QRコード」（PDFファイル）をコンビニ店舗に持参(2)いわゆる「キオスク端末」（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせてバーコード納付書を出力(3)バーコード納付書によりレジで納付する——という流れ。最終的にはバーコード納付書を利用するので、内容は従来のコンビニ納付と変わりはない。納付できる金額も従来のコンビニ納付と同様に30万円以下となる。

QRコードの作成・出力方法は、確定申告書等作成コーナーからの作成・出力と国税庁ホームページからの作成・出力がある。確定申告書等作成コーナーからの作成・出力は、確定申告書等作成コーナーにおいて、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際、QRコードの作成を選択することで、申告書に併せてQRコード（PDFファイル）を印字した書面が出力（作成）される。

コンビニ納付手続きが利用可能なコンビニは、10月5日時点でローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）に限られている。